

# 序章

ここでは、「緑の基本計画」とはどのような計画であるのか、そして、今回どのような考えで改定を行うのかなどを示します。

## 1 計画の改定にあたって

### (1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、緑のもつ様々な機能・役割を踏まえ、長期的視点に立ち、市町村が地域の実情を十分に勘案し、官民一体となってその区域内における緑地<sup>\*55</sup>の保全及び緑化の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に展開するために、その目標と実現のための取り組みなどを定めた計画です。

#### ●法律に基づく計画です。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な計画として、「都市緑地法」に定められた計画です。

#### ●市町村のすべての緑を対象とし、市民・事業者・行政が共に進めていく計画です。

都市公園<sup>\*38</sup>の整備などの都市計画による事業・制度だけでなく、道路、河川などの水辺、学校などの公共施設の緑化、市民や企業の緑化活動などの民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の醸成・普及啓発のソフト面も含めた、緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

#### ●市町村が市民・事業者の意見を聞き、地域の実情に応じて策定する計画です。

緑の基本計画は、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、独自性・創意工夫を発揮して策定する計画です。

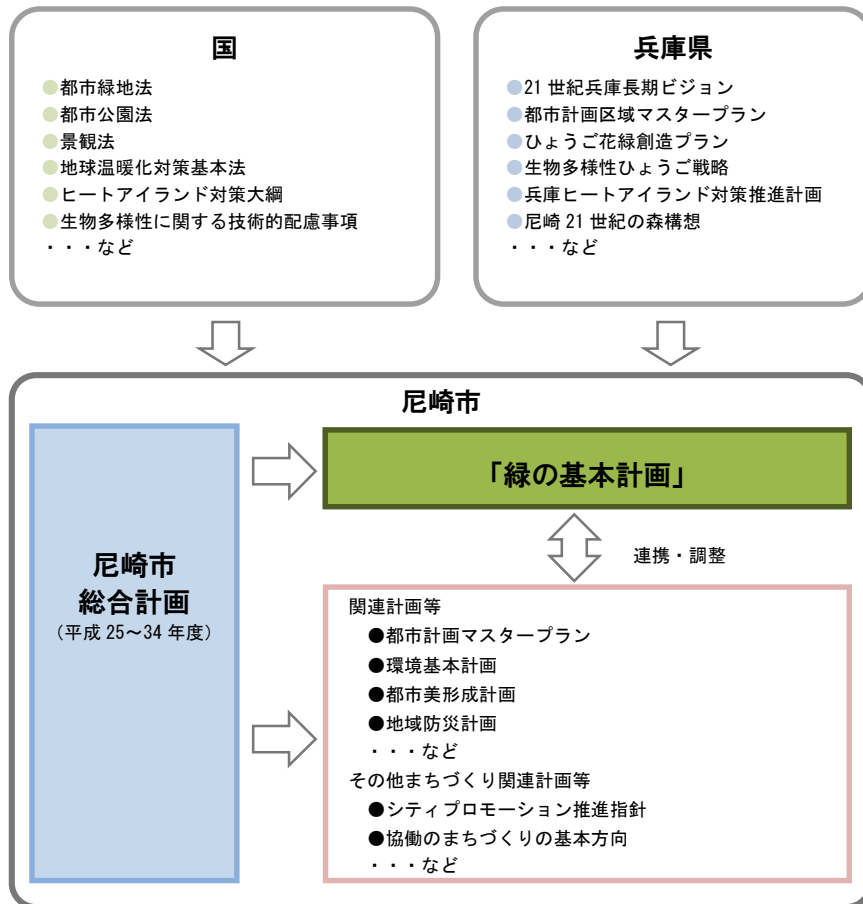
また、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組みは、市民・事業者との協働が不可欠であるため、計画の策定・変更時には、市民・事業者の意見を反映させ、計画内容を公表することが義務付けられています。

また、緑の基本計画では、概ね次に掲げる事項を定めます。

- ・ 緑地の保全及び緑化の目標
- ・ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ・ 都市公園の整備方針
- ・ 保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針
- ・ . . . など

## (2) 計画の位置付け

本計画は、本市の緑のまちづくりに関する総合的な計画であり、国や兵庫県の上位計画や関連計画等を踏まえ、「尼崎市総合計画（以下「総合計画」という。）」を上位計画として、「尼崎市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）」、「尼崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）」、「尼崎市都市美形成計画（以下「都市美形成計画」という。）」などと連携を図っていくものです。



図序-1 本計画の位置付け

## (3) 改定の背景

本市では、平成11年(1999年)4月に「緑の基本計画（以下「前回計画」という。）」を策定し、前回計画に基づき、緑地の保全や公園の整備、公共施設や民有地の緑化など、様々な取り組みを展開してきました。しかし、前回計画策定から10数年が経過し、目標水準として掲げていた都市公園や緑地などの面積は、増加はしている（P19表1-3参照）ものの、厳しい財政状況等により目標達成は大変厳しい状況にあります。

また、この間に、都市緑地法や都市公園法の改正、景観法の制定等、緑をめぐる法制度が変化するとともに、本市においても総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、都市美形成計画などの上位・関連計画がそれぞれ策定・改定されるなど、市政を方向付ける計画が大きく変わりました。

一方、地球温暖化<sup>\*30</sup>やヒートアイランド現象<sup>\*45</sup>の進行、大規模地震や集中豪雨の発生の増

加などによる防災・減災のまちづくりに対する意識や生物多様性<sup>\*23</sup>の保全の必要性の高まり、また人口減少社会の到来、少子化・高齢化の進行、経済状況の変化、市民活動の活発化などといった様々な社会情勢の変化を受け、前回計画の基本的な事項を抜本的に見直す必要が生じてきました。

これらの背景を踏まえ、今後の本市の緑の将来像を改めて見つめ直し、その実現に向けて市民・事業者とともに、緑の意義やあり方を再認識し、緑のまちづくりの取り組みをさらに進めるため、前回計画の改定を行うものです。

#### (4) 計画の役割

本計画は、本市の緑のまちづくりに関する総合的な計画であるとともに、総合計画の部門別計画として、総合計画で示された4つの「ありたいまち」の実現に向けて市民・事業者・行政が協働で取り組む緑のまちづくりの方針や重点的に進める取り組みなどを定め、全市で緑のまちづくりに取り組んでいくための道しるべとなるものです。

(参考)「総合計画」の概要

本市では、長期を展望した本市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取り組みの方向性を示した「まちづくり基本計画」を一体とした新たな総合計画に基づきまちづくりに取り組んでいることから、本計画においても、ありたいまちの実現に向けた役割が求められます。

##### ■ 計画期間

平成 25 年度(2013 年度)～34 年度(2022 年度)

##### ■ 総合計画の4つの「ありたいまち」

#### 1 人が育ち、互いに支えあうまち

学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動等を通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害等の緊急事態への備えまで、くらしの色々な場面で幅広い年代・立場の人が互いに支えあうことのできる、人と人の豊かなつながりがあるまちでありたい。

#### 2 健康、安全・安心を実感できるまち

生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支えあいによって実現しているまちでありたい。

#### 3 地域の資源を活かし、 活力が生まれるまち

これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材等の尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。

#### 4 次の世代に、 よりよい明日をつないでいくまち

私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤等の社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。

■ 総合計画における緑のまちづくりに関連する記述

- ・ 「つくる」ことを中心とした考えから、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換していく
- ・ 地域での“つながりづくり”、市民参加の“地域づくり”、地域づくりに取り組む“人づくり”を重視したまちづくりに取り組んでいく
- ・ まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造する
- ・ 身近な自然や生態系<sup>\*22</sup>を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいく
- ・ 都市景観に関心を持つとともに、緑化等の身近な住環境の向上のためにできることに取り組んでいく
- ・ 地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供に取り組んでいく
- ・ ワークショップ<sup>\*58</sup>等の手法を活用した公園緑地の整備など、地域住民主体の取り組みを支援する
- ・ 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持、創出する  
・・・など

## (5) 各主体の役割

本計画の推進にあたり、市民・事業者・行政はそれぞれの役割のもと、お互いを信頼し尊重しながら、協働による緑のまちづくりを進めます。

### ①市民の役割

#### ア 一人ひとりの役割

市民は、まちづくりの主役として、緑の役割や必要性に関する正しい知識を身につけ、市内の緑を「市民共有の財産」として認識し、身近なところから緑づくりに取り組むとともに、街路樹や公園をはじめとするまちの緑のあり方について自ら考え、緑のまちづくりに主体的に取り組んでいくことが望まれます。

また、市民一人ひとりがまちの一員としての認識をもち、市民相互の話し合いの中から様々な考えやアイデアを出し合い、できること、やりたいと思うことを見出し、自分の得意分野を活かして楽しく積極的に緑のまちづくりに取り組んでいくことが望まれます。

#### イ 各種団体の役割

緑に関わる活動団体をはじめとする各種活動団体は、積極的に活動の情報発信を行い、参加者を拡大していくとともに、活動の幅を広げるため、自らの活動の中で完結するだけでなく、市民団体や企業、学校園などの多様な主体と連携を深めていくことが望まれます。

また、町内会や老人会、学校PTAなどの地域住民により構成される地域型組織と、緑や福祉、教育などの特定のテーマについて取り組みを行うNPO<sup>\*3</sup>やボランティアなどのテーマ型組織とが連携して一緒に取り組んでいくことも必要です。

## ②事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、市民と同様にまちづくりを担う主体であるという立場に立ち、行政及び市民との協力関係を築きながら、緑の保全や創出に取り組むほか、自らの活動に関する情報を広く発信するとともに、自らの事業をベースとした専門的な支援などにより、地域に貢献する緑のまちづくりに積極的に取り組んでいくことが求められます。

また、商店街や農業協同組合、建設事業協同組合などの事業者グループも、それぞれが有する特徴や技能を活かして、緑のまちづくりに積極的に取り組んでいくことが求められます。

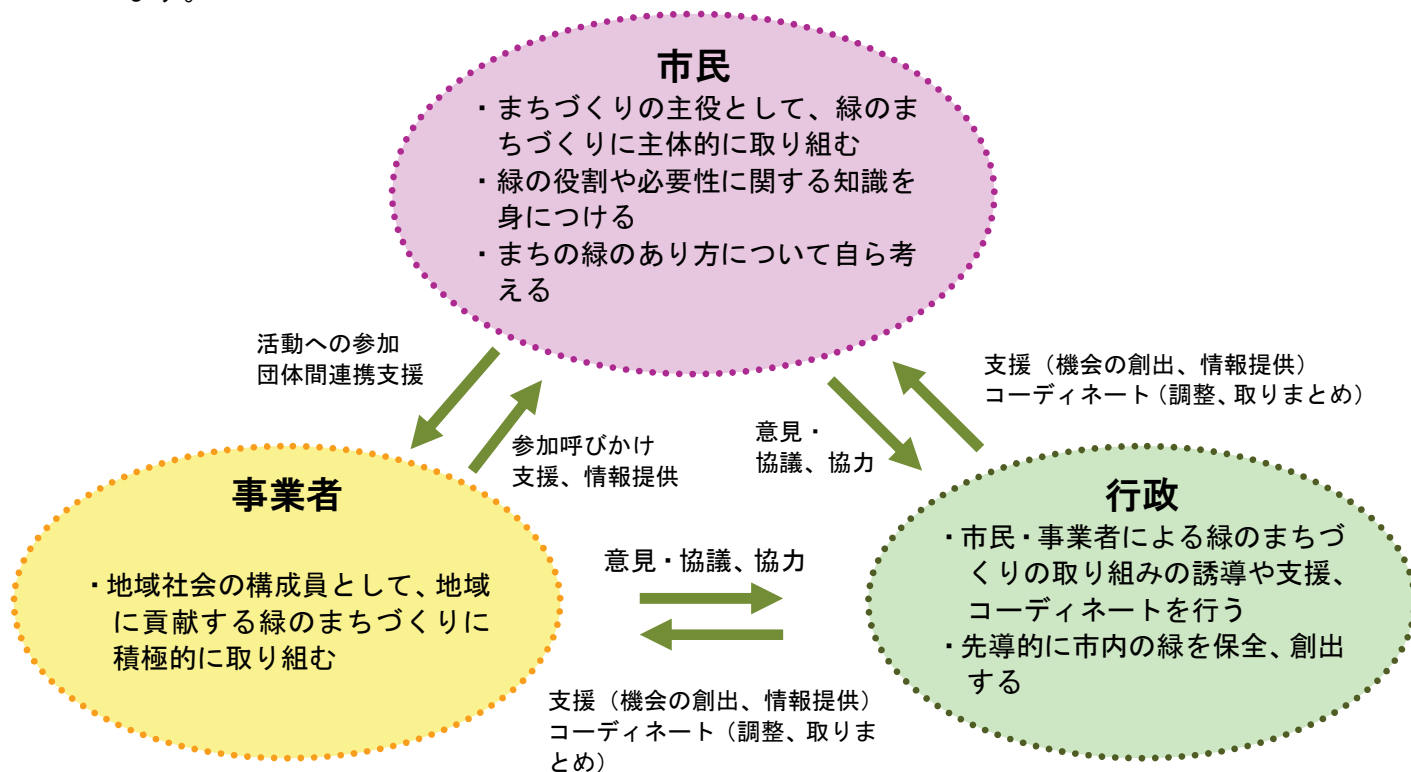
## ③行政の役割

行政は、先導的に市内の緑を保全、創出するとともに、市民・事業者による緑のまちづくりの取り組みの支援やコーディネート（調整・取りまとめ）を行う役割を担います。

外郭団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会（以下「緑化公園協会」という。）との連携の下、緑に関わる機会の創出や緑に関する情報の提供などにより、市民・事業者の主体的な取り組みを誘導するとともに、各主体の協働による緑のまちづくりに向けて、それぞれの活動をコーディネートします。

事業実施にあたっては、その枠組みづくりの段階から市民・事業者のニーズを把握することに努めます。また、必要に応じて国や県、隣接市などの関係機関と連携を図ります。

これらの役割を担うため、職員一人ひとりが、コーディネーターとしての技能の向上に努めます。



図序-2 各主体の役割と関係

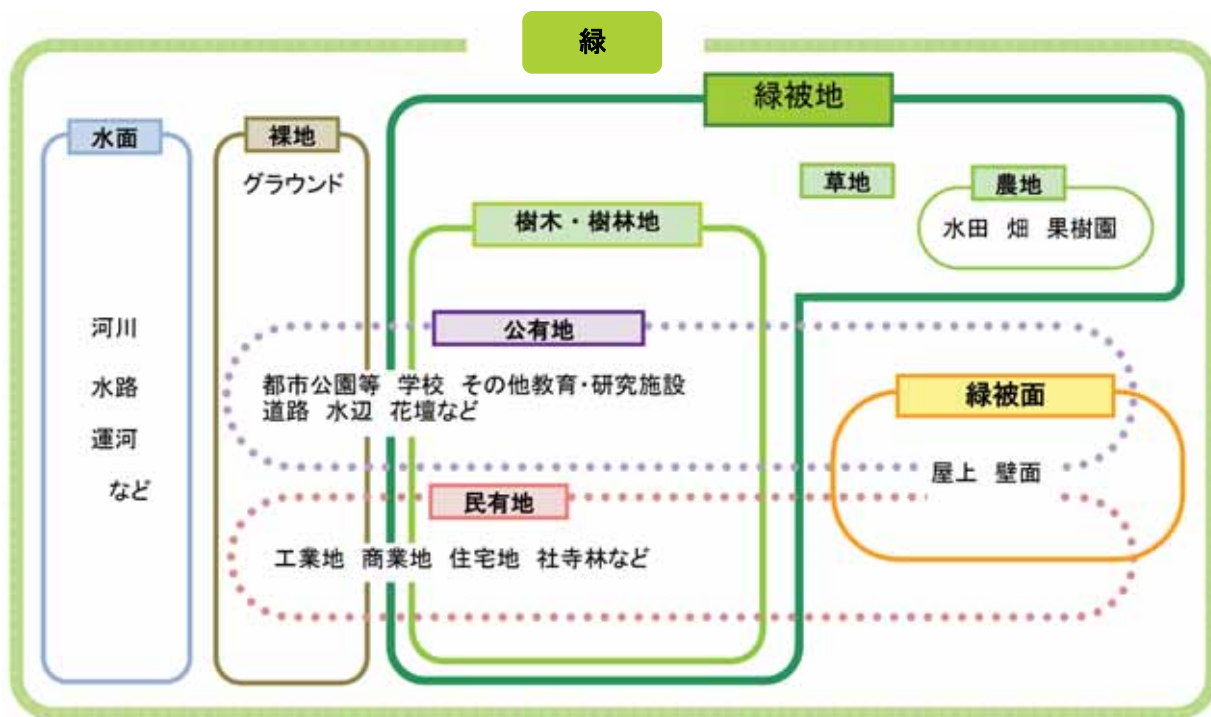
## 2 緑の定義と機能

### (1) 本計画における「緑」とは

都市緑地法において、「緑地」とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が単独で、若しくは一体となって、又はこれらが隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」と定義されています。

本計画では、公有地・民有地を問わず、樹林地や草地などの緑被地及び河川や運河、水路などの水面、裸地などの植栽の可能性がある自然性の高い土地に加え、壁面や屋上などの立体緑化<sup>\*54</sup>による緑被面も含む、緑空間全体を「緑」とよびます。

- 緑** . . . . . 水面、裸地、公有地や民有地の緑被地及び建物の壁面や屋上の緑被面
- 水面** . . . . . 河川、水路、運河、池、海面などの水域
- 裸地** . . . . . 建物の建っていない土地の裸地や、企業地や学校園、都市公園などのグラウンド
- 緑被地** . . . . . 樹木や草などの植物で覆われた土地
- 緑被面** . . . . . 樹木や草、つる植物などで覆われた建築物の壁面や屋上
- 樹木・樹林地** . . . . . 緑被地のうち、樹木や樹林で覆われた土地



図序-3 緑の定義



緑



図序-4 本計画が対象とする緑

## (2) 緑の機能

都市における緑は多様な機能を有しており、私たちの豊かな暮らしを支える必要不可欠な社会資本<sup>\*17</sup>であるとともに、文化・交流、福祉、安心、教育、観光などのまちづくりやコミュニティ形成の場としての機能（下線付き）を有しています。

### ① 環境保全機能

- ・低炭素社会<sup>\*35</sup>の構築への寄与
- ・大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵、ヒートアイランド現象の緩和による快適な住環境の形成
- ・多様な生物の生息・生育環境の提供、生物多様性の保全



市内で見られる身近な生き物  
(出典：尼崎の身近な自然写真展)

### ② 景観形成機能

- ・四季の移ろいを感じる、快適で潤いある住環境の形成
- ・都市の気候・歴史・風土を特徴付け、郷土に対する愛着・誇りの意識の醸成
- ・賑わいや活力、魅力あふれる良好な都市イメージの創造



潤いのあるまちなみ（東園田町）

### ③ 文化・レクリエーション機能

- ・郷土の歴史・文化の伝承
- ・競技スポーツ、健康増進、生涯学習などの場の提供
- ・癒し・心の潤いの効果
- ・休息、憩いの場の提供
- ・地域の活動・交流の場・機会の提供、地域の活動を通じたコミュニティ形成への寄与
- ・子どもの健全な育成、高齢者支援、自然体験、環境教育・学習、社会福祉などの場や機会の提供



運河の活用（北堀運河）

### ④ 防災機能

- ・災害時の避難地・避難路・救護復旧活動拠点の提供
- ・延焼防止や倒壊防止への寄与
- ・雨水の地下浸透・保水機能による洪水調節



地域での自主防災訓練（若松公園）



## 3 計画の枠組み

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である総合計画や関連計画である都市計画マスタープランとの整合を図り、計画期間を10年間とし、目標年次を平成35年度(2023年度)とします。

本計画では、長期的な視点に立った緑の将来像を見据えながら、今後10年間の緑のまちづくりの方針や取り組みの方向性を定めます。

計画期間	平成26年度(2014年度)～平成35年度(2023年度)【10年間】
目標年次	平成35年度(2023年度)

### (2) 計画対象区域

本市は、市域全域が都市計画区域<sup>\*36</sup>であるため、本計画の対象区域は、将来の埋立地面積を含む市域全域(5,083ha)とします。

計画対象区域	市域全域(5,083ha)
--------	---------------

### (3) 人口の見通し

国勢調査の結果をもとにした将来人口の推計では、本市の人口は、本計画の目標年次である平成35年度(2023年度)には40万人程度になると見込まれていることから、本計画では、目標年次の人口を概ね40万人と想定します。

想定人口	概ね40万人(平成35年度(2023年度))
------	------------------------